②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である少額短期保険相互会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

［⑻～⒁　略］

［２～５　略］

［第３～第７　略］

別紙様式第16号の19（第211条の36第４項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間連結業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

第１　［略］

第２　中間連結財務諸表

１　［略］

２　中間連結貸借対照表

年度中（　年　月　日現在）中間連結貸借対照表

⑴　少額短期保険株式会社及びその子会社等

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴～⑶　略］

⑷　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

［⑻～⒁　同左］

［２～５　同左］

［第３～第７　同左］

別紙様式第16号の19（第211条の36第４項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間連結業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

第１　［同左］

第２　［同左］

１　［同左］

２　［同左］

年度中（　年　月　日現在）中間連結貸借対照表

⑴　少額短期保険株式会社及びその子会社等

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［⑴～⑶　同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。）